

平成30年度 第1回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成30年7月24日(月) 10:00～11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
田原 緑	会 長 出席
岡庭 大吉	委 員 出席
根本 賀章	副会長 出席
佐々木 淳子	委 員 出席
篠田 直人	委 員 出席
磯部 ゆき子	委 員 出席
梅野 陽久	委 員 出席
伊藤 章	委 員 欠席
事務局	田中参事 岡田課長補佐 石山係長 高橋主事 久保主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	長寿いきがい課 吉井課長補佐 須田係長 障がい福祉課 島村課長補佐 川原主査 子ども支援課 渡辺課長補佐 多田課長補佐 交通防犯課 小林主任 指導課 矢野指導主事 放射能対策室 高瀬室長 営繕課 佐々木主査
<p>1 開会 事務局田中参事から開会宣言 10:00開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 会議録署名</p> <p>4 審議</p> <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問事項 諮問第1号～諮問第14号について</li> </ul> <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項 報告第1号～報告第2号について</li> </ul> <p>5 事務局連絡事項</p> <p>(1) 平成29年度外部委託先立入調査の業務改善報告について</p> <p>(2) 緊急かつやむをえない場合の目的外利用の実施報告</p> <p>(3) 個人情報漏えいの対応について</p> <p>(4) 平成30年度第2回三郷市個人情報保護審議会の日程</p> <p>6 閉会</p>	

#### 4 審議

##### (1) 諮問事項 諮問第1号から諮問第14号まで事務局から概要説明

#### 質疑

根本委員： 諮問第3号と第4号及び第14号の各業務において、印影の情報を収集する際、電算で記録する業務と紙でのみ記録する業務があるのは何故でしょうか。また、印影を電算で記録する基準等は有るのでしょうか。

事務局： 印影の記録方法につきましては、全庁的に統一された基準は設けておりません。業務形態や収集する個人情報の量によって、適切な記録方法で個人情報を管理するように努めております。電算で記録するか、紙でのみ記録するかの判断につきましては、各担当課に委ねているため、判断理由につきましては、各担当からお答えいたします。

須田係長： 諮問第3号の「後期高齢者医療制度に関する業務」では、従来、紙の申請書をそのまま保管しておりました。しかし、制度利用者の増加に伴い文書量が膨大になり、保管場所を確保することが困難であることから、申請書をPDF化し保管する方法に事務を変更したため、今回諮問させていただきました。

川原主査： 諮問第4号の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する業務」では、定められた申請書・同意書に押印する欄があるため、印影の情報を収集いたします。また、後期高齢者医療制度の利用者と比べると、該当者数は膨大ではないため、紙の申請書をそのまま保管する方法をとっております。

矢野指導主事： 諮問第14号の「三郷市小学生英語検定受験奨励金の交付に関する業務」は、申請を受ける際に申請書に押印していただくため、印影の情報を収集いたします。また、今年度から始まる新規事業であるため、現在は電算管理を考えておりません。

篠田委員： 諮問第9号の「乳児家庭全戸訪問に関する業務」についてお聞きします。収集する個人情報の項目に「嗜好」とありますが、具体的にどのような情報を収集するのでしょうか。

渡辺課長補佐： 「嗜好」の具体的内容といたしましては、乳児の保護者の喫煙や飲酒の有無に係る情報が挙げられます。養育環境を把握することにより、必要な支援

を早期に実施するため、「嗜好」の情報を収集いたします。

篠田委員： 諮問第11号の「子育て支援ステーションにおける相談及び訪問に関する業務」についてお聞きします。個人情報の記録の形態として「録音データ」とありますが、具体的にどのようなデータなのでしょう。

渡辺課長補佐： 「録音データ」とは、電話機の録音機能を使用して通話の内容を録音した記録のことです。電話相談を受ける際、利用者と職員の間で意見の食い違いが生じてしまうと、今後の支援を行うにあたり弊害がでるため、苦情の電話などを受ける際には電話機の録音機能を使用し、通話内容を録音いたします。

篠田委員： 諮問第13号の「三郷市地域公共交通活性化協議会に関する業務」についてお聞きします。対象となる個人の範囲に協議会委員の他に「傍聴者」とある理由は何でしょうか。また、収集する個人情報の記録の内容は、協議会委員と傍聴者で同じでしょうか。

小林主任： 審議会等の会議につきましては、特別な場合を除き、原則公開するものと規定しております。そのため、三郷市地域公共交通活性化協議会につきましては、どなたでも会議の様子を傍聴することができます。協議会の事務局としたしましては、誰が傍聴に来たのかを記録する必要があるため、傍聴者の情報を収集いたします。また、傍聴者から収集する個人情報は、協議会委員から収集する情報より少なく、氏名・住所・年齢のみとなります。

田原会長： 諮問第8号から諮問第12号までについてお聞きします。「母子健康手帳交付に関する業務・乳児家庭全戸訪問に関する業務・子育て支援ステーションにおける相談及び訪問に関する業務」につきまして、子育て支援ステーションが新設されたことに伴い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するにあたり、多くの情報を収集し、必要に応じて関係機関へ情報を提供するとありますが、収集した個人情報を外部へ提供することについて、本人の同意はどのように得ているのでしょうか。

渡辺課長補佐： 本人の同意につきましては、妊娠届出書を記入していただく際に、制度の説明をし、ご理解頂いた上で、書面にて包括的に同意をいただきます。また、収集した個人情報を外部へ提供することにつきましては、妊娠している方や子育て支援ステーションの利用者全員が外部提供の対象ではなく、支援が必

要な親子についてのみ必要に応じて外部提供を実施いたします。

田原会長： 今回の諮問で登録・変更する個人情報の項目は、対象者全員から収集するものではなく、ケースに応じて支援を実施するにあたり収集する可能性がある項目を挙げているということでしょうか。

渡辺課長補佐： おっしゃるとおりです。特に支援の必要が無い親子につきましては、必要最低限の情報のみを収集いたします。

田原会長： 本人同意の取り方につきましては、妊娠届出書提出の際に包括的な同意を得ているとのことですが、同意の取り方について、これまでに苦情は無かったのでしょうか。

渡辺課長補佐： 特にございませんでした。

根本委員： 諮問第9号の「乳児家庭全戸訪問に関する業務」につきましてお聞きします。健康の状態など短期間で変動する情報は、その都度更新されるものなのでしょうか。また、更新される場合、古い情報は上書きされるのでしょうか、それとも履歴が残るのでしょうか。

渡辺課長補佐： 収集した個人情報につきましては、その後の相談等で状況が変化した事が分かり次第、情報の更新をいたします。更新方法といたしましては、上書き修正をするのではなく、変更の履歴を残して記録をします。

田原会長： その他ございますか。ないようですので、諮問を承認するという事で異議はございませんでしょうか。

一 同： 異議なし。

田原会長： それでは異議なしと認め、承認することといたします。

## (2) 報告事項 報告第1号及び報告第2号について事務局から概要説明

田原会長： 何か質問等ございますか。無いようですので報告を受理するという事で異議はございませんでしょうか。

一 同： 異議なし。

田原会長： それでは異議なしと認め、受理することといたします。

## 5 事務局連絡事項

### (1) 平成29年度外部委託先立入調査の業務改善報告について

事務局：今回、改善指導の対象となりました2つの委託先は、両方とも「緊急対応計画の策定」がされていないことが改善点でございました。担当課を通じ委託先に指導をした結果、平成30年5月に個人情報に関する事故等対応マニュアルの作成をしたと報告を受けました。事務局といたしましては、今後も個人情報を含む業務委託を行う部署に対して、委託先において緊急時のマニュアルを整備しているか確認することを周知・徹底していきたいと考えております。

### (2) 緊急かつやむをえない場合の目的外利用の実施報告

事務局：先月、殺人予告の電話が市役所に入り、その対応の中、緊急かつやむをえない場合と判断して、個人情報の目的外利用を実施いたしましたので、ご報告いたします。

電話は、「自分の妹を殺したい」旨主張する内容で、入電時には氏名を名乗らなかったものの、通話内容から妹は中学生と判明し、電話をかけてきた人物は市内在住の未成年者と予測がつかしました。危険性を感じ警察に通報しましたが、電話をかけている人物の特定ができなければ動くことはできないとのことで、人物の特定に向け、関係各課と連携をとった結果、電話番号から個人特定に至り、固定電話からの入電であることが判明いたしました。警察に通報し、現場への急行をお願いするとともに、妹の安全確保のため、妹が在学している中学校に急行もお願いし、警察も迅速に対応したため、今回は大事に至りませんでした。

原則、個人情報の目的外利用は本人同意の上で実施するものですが、今回のケースにつきましては、三郷市個人情報保護条例第15条第2項第2号の「市民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当すると判断し、目的外利用を実施いたしましたので、条例第15条第4項に基づきご報告いたします。

### (3) 個人情報漏えいの対応について

事務局： この度、個人情報の漏えい事案が1件発生いたしました。内容といたしましては、市民宛での郵便物を発送する際、宛名と中身が異なってしまい、誤送付を受けた市民からご指摘を受けたものです。対象者には謝罪をし、ご理解をいただいておりますが、今後このような誤送付が無いよう、チェックリストを作成し最低2人によるチェックを実施する等、改善策を実施し、慎重に事務を進めてまいります。

田原会長： 郵便物の誤送付は各部署で発生し得るものです。漏えいが発生した部署に限らず、個人情報に記載された文書等を発送する各部署においても、誤送付が発生しないように体制の整備をする必要があると思います。

事務局： 会長のおっしゃるとおり、郵便物の誤送付は、どの部署でも発生し得る問題です。事務局といたしましては、各部署の現状の把握とチェックリスト等による誤発送防止策の策定を徹底するように周知いたします。

### (4) 平成30年度第2回三郷市個人情報保護審議会の日程

事務局： 次回の審議会の日程ですが、平成30年10月26日金曜日の午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

田原会長： ご都合の悪い方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、この案を了承し、次回は平成30年10月26日金曜日の午前10時からといたします。その他に何かご意見等はございますか。特にないようですので、事務局に進行をお返しいたします。

事務局： 皆様、お疲れさまでした。今回の審議会の会議録につきましては後日郵送させていただきます。また、次回の審議会開催日が近付いてまいりましたら、諮問案件等の資料を郵送にて送付させていただきますので、よろしお願いいたします。

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	